

「はい、こちら企業の労働110番です」。電話の主は、ある製造業の人事ご担当者からでした。

名北協會相談員日誌 15



「ちぢみ企業の 労働110番」で

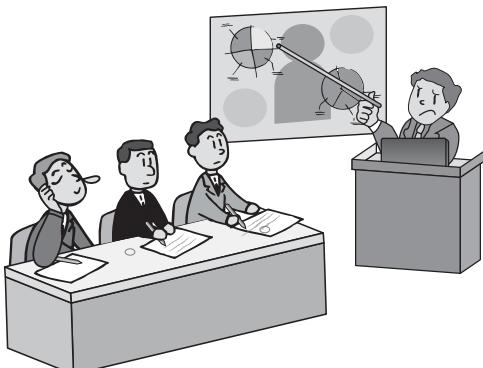
名北勞働基準協会専門員

社会保険労務士 河村 亜実

採用内定の法的性質について

ご質問の内容では、まず採用内定は労働契約が成立しているのかが問題となつてきます。採用内定の法的性質ですが、採用内定であつても、使用者が採用の意思表示をしているものと理解されます。労働契約が成立しているものと理解されますが、採用内定通知のほかに、労働契約締結のための特段の意思表示が予定されていなかつたとしても、企業による募集に対し、採用試験の受験は、労働契約の申込みであり、これに対する使用者による採用内定の通知は、労働契約締結の承諾で申込みと受諾により、解約権を留保したとされています。

保した労働契約も二つの考え方によつて労働契約そのものの効力が発生するという説」と、「労働契約は採用内定によつて発生するが、効力を発するのは入社日以降とする説」。例えば、就労前か



The illustration depicts a scene from a company induction meeting. A man in a suit stands behind a podium, pointing at a large screen displaying a pie chart. In front of him, three other men are seated at a long desk, looking towards the screen. The man at the podium appears to be explaining something, possibly related to the chart. The setting is a formal office environment.

ようで、判例では「客観的に合理的と認められ、社会通念上相当として是認することができるものに限られる」としています。

つまり、ご質問の受講態度が著しく悪いというだけでは内定を取り消することは難しいでしょう。

なお、採用内定通知当初知ることができない、知ることが期待できない留学生、内定後の交通事故で出勤できない身体的障害を負った、また業務遂行上重大な影響がある経歴詐称等の場合は、内定取消しができることが多いです。

労働契約は、労働トラブルの着火点となることが多い、捉え方一つで大きな間違いとなります。何気ない疑問がトラブル回避となります。

労働トラブル未然防止の為にも『企業の労働10番』(☎052-961-7110)をぜひご活用下さい。